

しょう ちゅうがっこうじどうせいと ほごしゃ
小・中学校児童生徒の保護者のみなさんへ
しゅうがくえんじょ
就学援助についてのお知らせ

富士市教育委員会

1 就学援助とは

就学援助とは、経済的な理由などから子どもの義務教育に支障があると認められる保護者に対して、学用品費・給食費・医療費などを援助する制度です。

2 受給できる方

この制度によって援助を受けられるのは、就学困難な児童生徒の保護者で、生活保護を受けている方に準ずる程度生活に困っていると認められる方です。（準要保護者といえます。）準要保護者の認定にあたっては、下の項目のいずれかに該当する方について審査し認定します。

- A 前年度または当該年度において次のいずれかの措置を受けた方
- 1 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - 2 地方税法に基づく個人の事業税の減免、市町村民税の非課税、減免又は固定資産税の減免
 - 3 国民年金法に基づく国民年金掛金の減免
 - 4 国民健康保険法に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
 - 5 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給
 - 6 生活福祉資金の貸与を受けている家庭
- B 上記のような措置は受けていないが、家庭の事情のために上記の場合と同じ程度に困っている方

3 準要保護者の認定

- 1 援助を希望する保護者は、家庭状況を記した所定の申請書等を学校へ提出します。
- 2 学校では認定に必要な書類を作成し、校長は状況に応じ民生児童委員の助言を求め、教育的立場から意見を付して教育委員会に提出します。
- 3 校長より提出された書類に基づき、教育委員会では必要な調査・審査を行い認定します。

4 申請についての手続き

えんじょ きぼう かた ちよくせつがっこう もう で
援助を希望される方は、直接学校へ申し出てください。

- ◇ 小中学校にそれぞれお子さんのいる家庭はどちらか一方の学校へ申請してください。学校間で調整します。
- ◇ 年度の途中で困窮の事情が発生したときは、学校に申し出てください。
- ◇ 申請手続きに手数料はかかりませんが、証明書等を添付していただく場合もあります。

5 受給できる費目と金額について

準要保護者が受給できる費目と金額については、裏面の表をご参照ください。

受給できる費目と金額一覧表

小学校2～6年生用

費 目	金 額	支 給 時 期	備 考
学用品費	年額14,780円	第1期 ・6月下旬～7月上旬	年度途中の認定者については、認定された月からの受給となります。 富士川第一小学校、富士川第二小学校の給食費は年額47,300円です。
給食費	年額49,500円	第2期 ・9月下旬～10月上旬	
		第3期 ・1月下旬～2月上旬	
修学旅行費	実 費	実施精算後	6年生のみ受給対象となり、修学旅行に必要な経費のうち、交通費・宿泊費見学料などが対象経費となります。
宿泊校外活動費	実 費	実施精算後	5年生のみ受給対象となり、校外活動に必要な経費のうち、交通費・見学料などが対象経費となります。
医療費	保護者負担分	随 時	学校における健康診断等で医療券が発行された児童が受給対象となります。

中学生用

費 目	金 額	支 給 時 期	備 考
1年 学用品費	年額23,880円	第1期 ・6月下旬～7月上旬	年度途中の認定者については、認定された月からの受給となります。 富士川第一中学校、富士川第二中学校の給食費は年額56,100円です。
他学年	年額26,050円	第2期 ・9月下旬～10月上旬	
給食費	年額58,740円	第3期 ・1月下旬～2月上旬	
新入学学用品費	一括22,900円	6月下旬～7月上旬	<u>4月に認定された新1年生のみ受給対象となります。</u>
修学旅行費	実 費	実施精算後	3年生のみ受給対象となり、修学旅行に必要な経費のうち、交通費・宿泊費見学料などが対象経費となります。
宿泊校外活動費	実 費	実施精算後	1、2年生のみ受給対象となり、校外活動に必要な経費のうち、交通費・見学料などが対象経費となります。
医療費	保護者負担分	随 時	学校における健康診断等で医療券が発行された生徒が受給対象となります。

注意事項

- 1 上の一覧表の金額は平成27年度の予定金額であり、変動することがあります。
- 2 受給できる援助費は校納金の全額ではなく、そのうちの一部の金額を援助するものです。
- 3 援助費とは校納金の一部として受給できるものですので、生活費の一部として使用することはできません。

* ご不明の点は、学校又は右記へお問い合わせください。

富士市教育委員会学校教育課 学務担当
富士市永田町1-100(市役所7階)
TEL 0545-55-2868(直通)